

環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組の対象作物の判定結果一覧

令和7年6月3日現在

分類	作物名（作型等）	
野菜	ベビーリーフ	は種後20～40日程度で収穫する葉菜類の幼葉
	ふだんそう	
	ミント	
	とうがん	
	バジル	
	とうがらし類	ししとうがらしを除く※1
	ヤーコン	
	たかな	
	未成熟しかくまめ	
	実えんどう	別名：うすいえんどう、グリーンピース
	パクチー	別名：コリアンダー、香菜、シャンツアイ
	食用ぎく	花を収穫するもの
	パセリ	
	ケール	別名：ハゴロモカンラン、リョクヨウカンラン
	わさびな	
	きくいも	
	はつかだいこん	別名：ラディッシュ
	葉だいこん	
	まこもたけ	
	ささげ	
	あずき	
	ルバーブ	
	<u>ビーツ</u>	
麦類	大麦	
果樹	パッションフルーツ	
その他作物	ごま	
	ひまわり(種子)	搾油用
	えごま	種子及び葉を収穫するもの
	なたね	搾油用
	はとむぎ	
雑穀	ひえ	「雑穀」の単価を適用する
	あわ	「雑穀」の単価を適用する
	きび	「雑穀」の単価を適用する
飼料作物	飼料作物 (飼料用米、WCS用稲、 飼料用とうもろこし、ソルガムを除く)	販売まで一貫して有機農業として認められる場合(有機JAS認定※2)のみ ※2 飼料作物を他者に販売する場合はその時点まで、飼料作物を自家利用する場合は畜産物までの有機JAS認定

※1 ししとうがらしは、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき、千葉県が定めた慣行レベルが設定されています。